

令和8年第37回

美幌町農業委員会総会議事録

令和8年4月16日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年4月16日(木) 午後1時30分から午後1時41分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(16人)

	1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	4番	佃徹君		5番	佐藤章平君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	水上修一君	主査	山内慶治君
主事	龍瀧宗良君	主事	佐保竣太郎君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和8年第37回 美幌町農業委員会総会
令和8年4月16日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 71 号	第12回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 72 号	第11回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第 73 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 8	報告第 74 号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 9	議案第140号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第10	議案第141号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等の促進計画案について
日 程 第11	議案第142号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第12	議案第143号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は16名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第37回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号8番 鳥井委員、同じく議席番号10番 武田委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、佐保主事を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、議席番号6番 木村委員、議席番号7番 中村委員、議席番号12番 川原委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から3月18日に札幌市で行われた北海道農業会議第100回総会並びに市町村農業委員会会長・事務局長研修会についてを報告いたします。その内容ですが提案された第1号議案から第8号議案について全て原案通り承認されました。続いての研修会では令和9年度以降の会費についての説明を受け、農地法制見直しの論点についての研修を受けました。なお、これら会議等の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第71号「第12回 振興部会会議結果報告について」を議題といたします。副部会長からの報告をお願いいたします。
振興副部会長	第12回 振興部会 会議結果報告書 振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和8年3月25日

美幌町農業委員会 振興副部長 山岸洋文

美幌町農業委員会 会長 千葉正美様

- 記 1 案件 (1) 令和7年度 振興部会所掌事務報告について
(2) 令和8年度 振興部会所掌事務(案)について
(3) 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について

2 開催日時 令和8年3月25日 水曜日 総会終了後

3 開催場所 議会第1・第2説明員控室

4 出席者 わたくし他8名、事務局、山内主査

5 会議結果につきましては事務局よりお願いします。

事務局

会議結果についてご報告いたします。(1) 令和7年度 振興部会所掌事務報告につきましては参考資料1ページのとおり報告し、承認されております。(2) 令和8年度 振興部会所掌事務(案)につきましては参考資料2ページのとおり提案し、承認されております。また、研修視察及び三町農業委員交流会の日程等については振興部会で協議して進めていくことを事務局より発言しております。(3) 令和8年度 最適化活動の目標設定等につきましては参考資料3ページから5ページのとおり提案し、承認されております。この目標の設定は毎年、年度当初に設定しなければならないもので項目は農地の集積、遊休農地の解消、新規就農者の確保の3つとなっており、詳細につきましては議案参考資料4ページと5ページに記載しておりますので後ほど、ご覧いただければと思います。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第71号「第12回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第6、報告第72号「第11回 農地部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長の報告をお願いいたします。

農地部会長

第11回 農地部会 会議結果報告書

農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和8年3月25日

美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一

美幌町農業委員会 会長 千葉正美様

- 記 1 案件 (1) 令和7年度 農地部会事業報告について
(2) 令和8年度 農地部会事業計画(案)について

2 開催日時 令和8年3月25日 水曜日 総会終了後

3 開催場所 議会 議場

4 出席者 わたくし他7名、千葉会長、事務局、河岸主事補

5 会議結果につきましては事務局よりお願いいたします。

事務局

会議結果についてご報告いたします。(1) 令和7年度 農地部会事業報告につきましては議案参考資料6ページから7ページの事務について報告し、承認されております。(2) 令和8年度 農地部会事業計画(案)につきましては議案参考資料8ページと9ページの計画について提案し、承認されております。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第72号「第11回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第7、報告第73号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案8ページ及び9ページの5法人でございます。
	【 議案に基づき説明 】
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、報告第73号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第8、報告第74号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題といたします。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明いたします。議案10ページをご覧ください。 記 以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、議案11ページのとおり調査結果報告書を提出しましたので報告いたします。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は新町〇〇番地〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については3月31日に酒井委員、中村委員、安藤委員で確認を行っております。議案11ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として4月2日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしました。よろしくお願いたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、報告第74号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第9、議案第140号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
	内容番号51号。
事 務 局	内容番号51号についてご説明いたします。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は日並〇〇番〇他計8筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和7年12月25日から令和17年12月24日までの10年間、合意解約年月日は令和8年4月1日、土地引渡日は令和8年4月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づ

き合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。
議案第140号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定をいたします。

議 長

日程第10、議案第141号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
内容番号271号から272号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局

議案第141号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては農業公社の賃貸が10件となっております。それでは内容番号271号から272号についてご説明いたします。参考資料は11ページをご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号271号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号272号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号271号及び272号に係る土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年5月8日から令和11年5月31日までの3年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

1 6 番

内容番号271号から272号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、花卉を作付けし意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号271号から272号は適当と認めます。
内容番号273号から274号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局

それでは内容番号273号から274号についてご説明いたします。参考資料は12ページをご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号273号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号274号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号273号及び274号に係る土地の所在地は田中〇〇番他計5筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年5月8日から令和13年5月31日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

- 3 番 内容番号273号から274号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、馬鈴薯、豆類、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号273号から274号は適当と認めます。
内容番号275号から276号は関連がございますので一括上程をいたします。
- 事 務 局 それでは内容番号275号から276号についてご説明いたします。参考資料は13ページをご覧願ひします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号275号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号276号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号275号及び276号に係る土地の所在地は豊富〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年5月8日から令和11年5月31日までの3年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
- 18 番 内容番号275号から276号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族5人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号275号から276号は適当と認めます。
内容番号277号から278号は関連がございますので一括上程をいたします。
- 事 務 局 それでは内容番号277号から278号についてご説明いたします。参考資料は14ページをご覧願ひします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号277号 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号278号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号277号及び278号に係る土地の所在地は福住〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで貸付期間は認可公告日の令和8年5月8日から令和18年5月31日までの10年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
- 10 番 内容番号277号から278号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、甜菜、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号277から278号は適当と認めます。
内容番号279号から280号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局

それでは内容番号279号から280号についてご説明いたします。参考資料は15ページの赤枠をご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号279号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号280号 参考資料は15ページの黄色枠をご覧ください。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号279号及び280号に係る賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和8年5月8日から令和13年3月9日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

13番

内容番号279号及び280号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は2月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんと〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で玉葱、アスパラを作付けし、〇〇さんは玉葱を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いたします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号279号から280号は適当と認めます。
議案第141号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第11、議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
内容番号89号。

事務局

今月の案件は全6件で内容につきましては賃貸借が4件、経営継承に伴う使用貸借が2件でございます。それでは内容番号89号についてご説明いたします。参考資料は17ページをご覧ください。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊岡〇〇番〇他計13筆、面積は〇〇㎡でございます。土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料18ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

9番

内容番号89号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんがご家族の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月25日、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号８９号は適当と認めます。
内容番号９０号。

事 務 局 内容番号９０号についてご説明いたします。参考資料は１９ページをご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は昭野〇〇番〇他計７筆、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案２２ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、賃貸借料は議案記載のとおりです。貸借期間は許可日から１年間で権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料２０ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

４ 番 内容番号９０号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族３人で玉ねぎとアスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを３月２５日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号９０号は適当と認めます。
内容番号９１号。

事 務 局 内容番号９１号についてご説明いたします。参考資料は２１ページをご覧ください。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から１０年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料２２ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

３ 番 内容番号９１号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんがご家族の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族３人で畑作４品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを３月２０日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号９１号は適当と認めます。
内容番号９２号から９３号は関連がございますので一括上程をいたします。

事 務 局 内容番号９２号及び９３号についてご説明いたします。参考資料は２３ページ及び２４ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う賃貸借案件でございます。内容番号９２号

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は日並〇〇番〇他計8筆、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、賃貸借料は議案記載のとおりで貸借期間は許可日から2年間で権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号93号 参考資料は23ページの黄色枠をご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は日並〇〇番〇他計14筆、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案23ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、賃貸借料は議案記載のとおりで貸借期間は許可日から2年間で権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料25ページ及び26ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

19 番 内容番号92号及び93号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんと〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月20日、梅津委員とわたしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号92号から93号は適当と認めます。
内容番号94号。

事 務 局 内容番号94号についてご説明いたします。参考資料は27ページ及び28ページをご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は駒生〇〇番〇内他計7筆、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案23ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、賃貸借料は議案記載のとおりです。貸借期間は許可日から令和12年11月30日までで権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料29ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

11 番 内容番号94号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族5人で畑作4品、さつまいもを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月30日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号94号は適当と認めます。
議案第142号「農地法第3条の規定による申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議 長 日程第12、議案第143号「現況証明願について」を議題といたします。
内容番号40号。

事務局	<p>内容番号40号についてご説明いたします。参考資料は31ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は青山南〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
17番	<p>内容番号40号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月6日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。 議案第143号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議長	<p>以上で全議案の審議を終了いたしました。 これをもちまして第37回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後1時41分

令和8年4月16日開催の第37回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員